

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

5 - 関東 1 - 1

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2024年 9 月 5 日

【会社名】

小田急電鉄株式会社

【英訳名】

Odakyu Electric Railway Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】

取締役社長 鈴木 滋

【本店の所在の場所】

東京都渋谷区代々木 2 丁目28番12号

東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号（本社事務所）

【電話番号】

03（3349）2526

【事務連絡者氏名】

I R 室 課長 相馬 慈

【最寄りの連絡場所】

東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号（本社事務所）

【電話番号】

03（3349）2526

【事務連絡者氏名】

I R 室 課長 相馬 慈

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】

社債

【今回の募集金額】

第90回無担保社債（5年債） 10,000百万円

第91回無担保社債（7年債） 10,000百万円

計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2023年 5 月 2 日
効力発生日	2023年 5 月14日
有効期限	2025年 5 月13日
発行登録番号	5 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 110,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しました。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 110,000百万円
(110,000百万円)

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しました。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	小田急電鉄株式会社第90回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.690%
利払日	毎年3月25日および9月25日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年3月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月および9月の各25日にその日までの前半か年分を支払います。 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。 （3）払込期日の翌日から2024年9月25日までの期間につき利息を計算するときおよび半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもってこれを計算します。 （4）償還期日後は利息をつけません。 2. 利息の支払場所 別記「（注）12．元利金の支払」のとおりです。
償還期限	2029年9月13日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 （1）本社債の元金は、2029年9月13日にその総額を償還します。 （2）償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。 3. 償還元金の支払場所 別記「（注）12．元利金の支払」のとおりです。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。
申込期間	2024年 9 月 5 日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2024年 9 月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内ですでに発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第91回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

（注）

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAA-の信用格付を2024年 9 月 5 日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性があります。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができません。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することがあります。

4. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行います。

5. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

（1）当社は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2024年9月5日付小田急電鉄株式会社第90回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務ならびに発行代理人および支払代理人としての事務を委託します。

（2）財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していません。

（3）財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）7.に定められる方法により公告します。

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失います。

（1）当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

（2）当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

（3）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（4）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではありません。

（5）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申し立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

（6）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行います。

8. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9. 社債要項の変更

（1）本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）5.（1）を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とします。

（2）前号の裁判所の認可を受けた社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、

10. 社債権者集会に関する事項

（1）本社債および本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7.に定められる方法により公告します。

- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は社債等振替法第86条第1項および第3項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とします。

- (1) 本（注）7.に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）10.に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われます。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（５年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	4,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行います。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とします。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	2,500	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	1,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	1,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	1,000	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（７年債）】

銘柄	小田急電鉄株式会社第91回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金１億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.910%
利払日	毎年３月25日および９月25日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 （１）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年３月25日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年３月および９月の各25日にその日までの前半か年分を支払います。 （２）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。 （３）払込期日の翌日から2024年９月25日までの期間につき利息を計算するときおよび半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもってこれを計算します。 （４）償還期日後は利息をつけません。 2. 利息の支払場所 別記「（注）12．元利金の支払」のとおりです。
償還期限	2031年９月12日

償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2031年9月12日にその総額を償還します。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。 3. 償還元金の支払場所 別記「（注）12．元利金の支払」のとおりです。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。
申込期間	2024年9月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2024年9月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内ですでに発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第90回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

（注）

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAA-の信用格付を2024年9月5日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性があります。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができません。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することがあります。

4. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行います。

5. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

（1）当社は、株式会社みずほ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2024年9月5日付小田急電鉄株式会社第91回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務ならびに発行代理人および支払代理人としての事務を委託します。

（2）財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していません。

（3）財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）7.に定められる方法により公告します。

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失います。

（1）当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

（2）当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

（3）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（4）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではありません。

（5）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申し立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

（6）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行います。

8. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）5.（1）を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とします。
- (2) 前号の裁判所の認可を受けた社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、

10. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7.に定められる方法により公告します。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は社債等振替法第86条第1項および第3項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とします。

- (1) 本（注）7.に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）10.に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われます。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（7年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	4,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行います。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,000	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	100	19,900

（注）上記の払込金額の総額は、第90回無担保社債および第91回無担保社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額19,900百万円は、借入金返済資金として2024年9月までに充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第103期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2024年9月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2024年9月5日）までの間において生じた変更およびその他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有。なお、当該将来に関する事項については、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成および将来の業績を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

小田急電鉄株式会社本店

（東京都渋谷区代々木2丁目28番12号）

小田急電鉄株式会社本社事務所

（東京都新宿区西新宿2丁目7番1号）

（注）本社業務は上記本社事務所において行っております。

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。